

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険法施行規則等の一部を
改正する省令の公布について
計182枚（本紙を除く）

Vol.414

平成27年1月16日

厚生労働省老健局

高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3971、3937、3949）

FAX：03-3503-7894

事務連絡
平成27年1月16日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部 (局) 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
振興課

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般の社会保障審議会介護給付費分科会 (以下「分科会」という。) におきまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正案に係る答申等を得られたところです。

本日、当該改正内容のうち、平成27年4月1日から施行される部分を盛り込んだ「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年厚生労働省令第4号。以下「改正省令」という。) が官報公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、平成27年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますようお願い申し上げます。

なお、分科会において答申等が得られた改正内容のうち、本改正省令に盛り込まれていない「平成27年4月1日施行分」につきまして、来週中に官報公布することを予定しております。また、「平成27年4月1日後施行分」については、平成27年度中の官報公布を予定しています。引き続き、分科会の動向とともに、ご留意頂きますようお願い申し上げます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令
新旧対照条文 目次

○	介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）	1
○	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）	6
○	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）（抄）	28
○	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（抄）	61
○	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）	64
○	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）（抄）	149
○	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（抄）	164
○	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（抄）	164
○	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）	173
○	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）（抄）	173
○	老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）（抄）	173
○	厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（抄）	173

超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略) 2 7 (略)

8 指定通所介護事業者が第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十五条 (略) (設備及び備品等) 2 3 (略)

4 前項ただし書の場合 (指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。) には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事 (指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。) に届け出るものとする。

5 指定通所介護事業者が第九十二条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

じ。) の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略) 2 7 (略)

8 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十五条 (略) (設備及び備品等) 2 3 (略) (新設)

4 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準第九十九条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(事故発生時の対応)

第百四条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介

護の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家

族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う」とも

に、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採

った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に

より賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わ

なければならない。

4 指定通所介護事業者は、第九十五条第四項の指定通所介護以外

のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二

項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第百四条の三 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会

計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に

関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間

保存しなければならない。

一〜四 (略)

五 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処

置についての記録

(運用)

第百五条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二

十六条、第二十七条、第三十二条から第三十六条の二まで、第三

(新設)

(記録の整備)

第百四条の二 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会

計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に

関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間

保存しなければならない。

一〜四 (略)

五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状

況及び事故に際して採った処置についての記録

(運用)

第百五条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二

十六条、第二十七条、第三十二条から第三十八条まで及び第五十